

議題③ 「地域防災活動(震災)の推進」について

1 提案理由

(1) 阪神・淡路大地震や新潟中越地震の教訓から

被害を最小限に抑えるためには、これら災害発生時の各都市の対応を十分に検証するとともに、訓練も含めた対策の強化に向けた取組みが強く求められている。

(2) 防災の基本理念

被害の軽減については行政の対策のみではなく、災害発生直後において「自らの命は自ら守る」「皆の地域は皆で守る」という基本理念に基づき、住民一人ひとりが自らの身を災害から守る自助(自助努力)、地域でお互いを守る共助(地域防災力)ということが欠かせないことから、住民の防災意識の向上や自主防災組織等の充実が求められている。

(3) 市民1万人アンケート

「市民1万人アンケート」の結果においては、市民の安心・安全な生活に関する意識・関心はきわめて高く、生活環境満足度を聞く質問では、安全について満足していない意見が多数を占めている。

2 地域防災活動の取組状況(幸区の取組みの主なものについて)

(1) 自主防災組織の活動状況

平成16年度幸区自主防災連絡協議会の事業報告

6月 自主防災組織 リーダー等養成研修会

9月 幸区総合防災訓練

11月 幸区秋の防災訓練

1月 自主防災講演会

3月 幸区春の防災訓練

各地区隊の防災訓練実施状況

(2) 川崎市防災マップ「幸」

(3) 災害対策本部設置基準

幸区災害対策本部は、次の状況の場合に設置される。

- ・川崎市で震度5強以上の地震を観測した時。
- ・川崎市内で地震による大規模な被害が発生し又は発生の恐れがある時。
- ・大規模地震対策特別措置法第9条による(国からの)警戒宣言が発令された時。
- ・災害発生時の初動体制

3 市の防災対策推進に対する今後の取組（全市的な施策）

（1）地域防災計画の見直し

・災害時の被害軽減を目指して、実災害の教訓をもとに目標を設定した震災対策行動計画を策定するとともに、国の被害想定などを踏まえて地域防災計画を見直します。

平成 17 年度 地域防災計画の改定

（2）備蓄手法の見直しと備蓄計画の策定

・食糧や生活必需物資などの災害に備えた備蓄のあり方については、災害発生後の時間経過による需要の変化に対応できるよう、企業の流通過程における物資の活用を図るなど手法を見直し、備蓄計画を策定します。

平成 17 年度 備蓄に関する調査検討

平成 18 年度 備蓄計画の見直し・策定

（3）各区の防災計画策定

・地域防災計画を基本に地域の特性を踏まえた区ごとの防災計画を策定し、区の災害対応能力の向上に努めるとともに、災害時に市民が迅速かつ安全に避難できるよう、避難基準の策定や避難所の管理運営の見直しを含めた避難所運営マニュアルの改訂を進めます。

平成 18 年度 各区の防災計画の策定